

人材確保に向けた「職場施設整備事業」助成金

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

- (1) 受付期間 令和8年7月1日～令和8年12月25日
但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了します。

2. 助成対象事業

鳥ト協の会員事業者が各年度の4月1日から同年度の1月末日の間に、鳥取県内にある認可営業所にドライバー用として施設の新設・増設・改修工事を行い、支払を完了したもので、次に掲げるものとする。

なお、リースやレンタルによる導入、許認可外の営業所・休憩施設・車庫を増改築した施設は対象外とする。

- (1) ドライバー等の休憩室・更衣室・トイレを新設又は増改築工事費のうち、鳥ト協が認めたもの。
※備品の購入費及び取付工賃は、含みません。
【助成対象外となる条件】
(1) 認可営業所と離れている認可車庫等における工事は対象外とする。
(2) 認可営業所の新設・移転等の位置変更を伴うものは対象外とする。
(3) 休憩施設、更衣室等の構造上、カーテン等簡便なもので仕切るだけの場合は対象外とする。(壁等、完全に仕切られていることが必要です。)
(4) 保有車両が無い(選任ドライバーがいない)場合は対象外です。

3. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額
工事費(消費税は除く)の2分の1(千円未満切捨て)で、300,000円を上限とする。
但し、本事業の助成上限となる助成数は、年度内に1社(すべての営業所・支店を含め)1回までとする。
(2) 予算枠 鳥ト協 150万円

4. 申請時提出書類

- ① 職場施設整備事業助成金申請書(様式1)
- ② 見積書等(写)や注文書・注文請書(写)等、工事費が明記されたもの
- ③ 工事施工前の写真 ※施設全体が把握できるもの

5. 交付決定日

職場施設整備事業助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

6. 助成金請求

- (1) 提出書類
- ① 職場施設整備事業助成金実績報告書(様式3)
 - ② 当該工事費に係る請求書(写)及び明細書(写)
 - ③ 領収を確認できるもの(領収書等(写))
 - ④ 工事施工完了後の写真
 - ⑤ 割賦の場合は、賦払金支払明細表(写) ※割賦契約の物件検収後に発行されるもの
- (2) 請求期限 令和9年2月22日(月)

7. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL : <https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694